

市営住宅の収入月額（政令月収）の計算方法

1. 計算式

$$\text{収入月額（政令月収）} = \left(\begin{array}{c} \text{世帯の} \\ \text{年間総所得金額} \\ \dots \text{下の表を参考に} \\ \text{計算してください。} \end{array} - \begin{array}{c} \text{世帯の} \\ \text{控除額の合計} \\ \dots \text{2ページを参考に} \\ \text{計算してください。} \end{array} \right) \div 12 \text{ か月}$$

2. 所得の求め方

(1) 給与所得者の場合

年間税込総収入金額	年間総所得金額の計算方法	
0円～ 550,999円	年間総所得金額 = 0円	
551,000円～ 1,618,999円	年間税込総収入金額 - 550,000円	
1,619,000円～ 1,619,999円	年間総所得金額 = 1,069,000円	
1,620,000円～ 1,621,999円	年間総所得金額 = 1,070,000円	
1,622,000円～ 1,623,999円	年間総所得金額 = 1,072,000円	
1,624,000円～ 1,627,999円	年間総所得金額 = 1,074,000円	
1,628,000円～ 1,799,999円	年間税込総収入金額を4,000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後、4,000を掛け戻して得た額を右のAとする。	$A \times 0.6 + 100,000$ 円
1,800,000円～ 3,599,999円		$A \times 0.7 - 80,000$ 円
3,600,000円～ 6,599,999円		$A \times 0.8 - 440,000$ 円
6,600,000円～ 8,499,999円	年間税込総収入金額 $\times 0.9 - 1,100,000$ 円	
8,500,000円以上 ※	年間税込総収入金額 - 1,950,000円	

給与所得と年金所得の双方の所得(合計金額10万円超)がある方の『給与所得の金額』

(1)で求めた給与所得の金額(10万円を超える場合は10万円)と(2)で求めた年金所得の金額(10万円を超える場合は10万円)の合計金額から10万円を引いた残額を、(1)で算定した金額から控除した額を『給与所得の金額』とします。【租税特別措置法41条の3の3第2項】

(2) 年金所得者の場合 ※ 遺族年金・障害者年金の所得は0円です。

年齢	年間税込総受給額	年間総所得金額の計算方法
65歳以上	0円～1,100,000円	年間総所得金額 = 0円
	1,100,001円～3,299,999円	年間税込総受給額 - 1,100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年間税込総受給額 $\times 0.75 - 275,000$ 円
	4,100,000円～7,699,999円	年間税込総受給額 $\times 0.85 - 685,000$ 円
	7,700,000円以上	年間税込総受給額 $\times 0.95 - 1,455,000$ 円
65歳未満	0円～600,000円	年間総所得金額 = 0円
	600,001円～1,299,999円	年間税込総受給額 - 600,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年間税込総受給額 $\times 0.75 - 275,000$ 円
	4,100,000円～7,699,999円	年間税込総受給額 $\times 0.85 - 685,000$ 円
	7,700,000円以上	年間税込総受給額 $\times 0.95 - 1,455,000$ 円

(3) 事業所得者等の場合

▶▶▶ 税務署で決定された所得金額(収入金額 - 必要経費)

3. 控除額の一覧

区 分		控除対象者	控 除 額
1 基礎控除振替 ・ 給与所得者 ・ 公的年金等所得者		本人又は同居者のうち、給与所得又は年金所得を有する方 ただし、給与所得と年金所得の双方の所得がある方については、その合計金額から10万円（合計金額が10万円未満の場合はその額）の控除となります。	10万円 まで (所得金額10万円未満のときはその額)
2 親 族	同居親族	本人以外で同居している者	38万円
	別居扶養親族	同居していないが、所得税法上の扶養親族である者	
3 老人扶養親族		70歳以上の扶養親族	10万円
4 同一生計配偶者が70歳以上の者		70歳以上の同一生計配偶者	
5 寡 婦		本人又は同居者のうち、①～②のいずれかに該当する方 ただし、ひとり親に該当する者を除く ①『夫と離婚した後婚姻していない方』で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がなく、扶養親族を有し、所得金額が500万円以下の方 ②『夫と死別した後婚姻していない方又は夫の生死が明らかでない方』で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がなく、所得金額が500万円以下の方	27万円 まで (所得金額から「1」を控除した後の残額が27万円未満のときはその額)
6 ひとり親		本人又は同居者のうち、次に該当する方 『現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死が明らかでない方』で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がなく、所得金額48万円以下の生計を一にする子を有し、所得金額が500万円以下の方	35万円 まで (所得金額から「1」を控除した後の残額が35万円未満のときはその額)
特別控除 ※	7 障害者		障害者 27万円
	8 特別障害者		
		本人、同居者又は別居扶養親族のうち、次の①～⑧までのいずれかに該当する方 ① 心神喪失の常況にある方は特別障害者となります。 ② 精神保健指定医などから知的障害者と判定された方。このうち重度と判定された方は特別障害者となります。 ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。このうち1級の方は特別障害者となります。 ④ 身体障害者手帳の交付を受けている方。このうち1級又は2級の方は特別障害者となります。 ⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている方。このうち障害の程度が恩給法に定める特別項症から第3症までの方は特別障害者となります。 ⑥ 原子爆弾被爆者で厚生労働大臣の認定を受けている方は特別障害者となります。 ⑦ 常に就床していて複雑な介護を要する方は特別障害者となります。 ⑧ 65歳以上で市町村長又は福祉事務所長から障害者と認定を受けている方。 このうち①②④の特別障害者に準ずるものとして、市町村長又は福祉事務所長から認定を受けている方は特別障害者となります。	特別障害者 40万円
9 特定扶養親族		16歳以上23歳未満の扶養親族（配偶者は除く）	25万円

※ 特別控除のうち**3、5～8**は所得税法において認定されている方が対象です。